

○えびの市伐採及び伐採後の造林の届出等に関する事務取扱要領

(令和3年3月30日えびの市告示第68号)

(趣旨)

第1条 この告示は、伐採等の実態を的確に把握し、適正な森林施業の確保及び誤伐等の防止を図るため、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の8第1項の規定による伐採及び伐採後の造林の届出（以下「伐採等届出」という。）及び同条第2項の規定による伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告（以下「状況報告」という。）に係る事務に必要な事項を定めるものとする。

(伐採等届出の事務処理)

第2条 伐採等届出の事務処理は、林野庁が定める伐採及び伐採後の造林の届出等の制度に関する市町村事務処理マニュアル及び宮崎県が定める宮崎県伐採及び伐採後の造林の届出及び森林の状況報告に関する事務処理等マニュアルを参考に行うものとする。

2 伐採等届出は、伐採及び伐採後の造林の届出書（別記様式第1号。以下「伐採等届出書」という。）により、提出するものとする。

3 伐採等届出に添付する書類は、次の表に定めるとおりとする。

	添付書類	備考
1	伐採区域が確認できる書類	法務局又は市発行の字図又は地籍図 必須
2	隣接土地（森林）所有者と境界確認をしたことが確認できる書類	隣接者との境界確認書（別記様式第2号） 必須
3	地元関係団体と協議したことが確認できる書類 ・伐採地区自治会 ・水利用者（土地改良区など） ・その他関係者	協議報告書（別記様式第3号） （原則、協議日より6月以内のもの） ※届出時の地元関係団体の代表者と協議したものを添付すること。 必須 （市長が必要ないと認めた場合を除く。）
4	市長が必要と認める書類	・包括承継の届出書（別記様式第4号） ・立木の売買契約書 ・土地の売買契約書 必須 （登記事項証明書等に記載されている土地所有者が森林所有者及び造林者と異なる場合）
5	土地所有者が確認できる書類	登記事項証明書、登記事項要約書等 （原則、発行から3月以内のもの） 市長が必要と認めた場合 （行政指導を受けた場合は必須とする。）
6	森林所有者等の住所	住民票等 市長が必要と認めた場合

	が確認できる書類	(原則、発行から3月以内のもので、誓約書により相続人等が届け出る場合は本籍の記載必要)	(行政指導を受けた場合は必須とする。)
7	関係施設管理者と協議したことが確認できる書類 ・作業路、土場等土地所有者 ・道路、河川管理者等	承諾書、許可証等の写し	市長が必要と認めた場合 (行政指導を受けた場合は必須とする。)

- 4 市長は、伐採等届出書に記載された内容がえびの市森林整備計画に適合すると認められる場合は伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書(別記様式第5号)を、それ以外の場合は伐採の確認通知書(別記様式第6号)を原則郵便で、立木所有者、伐採業者及び造林者に送付するものとする。
- 5 伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書又は伐採の確認通知書を受領した者は、伐採面積が1ヘクタール以上の場合は伐採交付申請書(別記様式第7号)を市長に提出し、市長が交付する伐採旗を周辺から分かりやすい場所に掲示しなければならない。
- 6 市長は、事前の指導等を行ってもなお適正な伐採及び伐採後の造林の計画に変更されない場合には、伐採及び伐採後の造林の計画の変更に関する命令書(別記様式第8号)を交付するものとする。

(伐採等届出の変更届出に係る事務処理)

第3条 届出者は、伐採終了までに伐採等届出書の記載内容に変更があった場合は、伐採等届出に係る変更届出書(別記様式第9号)を速やかに提出するものとする。

- 2 市長は、前項の届出が提出された場合には、伐採等届出に係る変更届出書の写しを提出者に交付し、伐採面積が1ヘクタール以上の場合は、提出者は市に伐採旗交付申請書を提出し、伐採旗を立木を伐採する権原を有するものに交付させるものとする。

- 3 届出者は、伐採期間終了後に、伐採等届出書に記載の造林者に変更があった場合及び造林の方法に変更があった場合は、伐採後の伐採等届出に係る変更届出書(別記様式第10号)を速やかに提出するものとする。

- 4 届出者は、届け出た伐採が取りやめとなった場合は、伐採取りやめ届出書(別記様式第11号)を速やかに提出するものとする。

(状況報告の事務処理)

第4条 届出者は、伐採後、再造林又は天然更新が完了した日(伐採跡地が森林以外の用途に供されることになる場合は、伐採が終わった日)から30日以内に伐採及び伐採後の造林に係る森林状況報告書(別記様式第12号)を提出するものとする。

- 2 市長は、前項の報告を受け、現地調査その他の方法により森林の状況を確認するものとする。
- 3 市長は、前項の現地調査に届出者の立会いを求めることができる。
- 4 市長は、天然更新が宮崎県天然更新完了基準を満たしていない場合には、えびの市森林整備計画に基づき、植栽等により確実に更新を行うよう伐採等届出書の造林者に指導するものとする。

(緊急伐採の届出)

第5条 届出者は、火災、風水害その他の非常災害に際し、緊急に伐採した場合は、緊急伐採届出書（別記様式第13号）により、届け出るものとする。

(伐採及び伐採後の造林の計画の遵守命令)

第6条 市長は、事前の指導等を行ってもなお、伐採等届出書に記載された伐採及び伐採後の造林が行われない場合には、伐採及び伐採後の造林の計画の遵守に関する命令書（別記様式第14号）により、遵守命令を行うものとする。

(伐採等届出が行われなかった場合の伐採の中止命令及び伐採後の造林命令)

第7条 市長は、事前の指導等を行ってもなお、伐採が中止されない場合には、伐採の中止命令書（別記様式第15号）により、中止命令を行うものとする。

- 2 市長は、事前の指導等を行ってもなお、適正な伐採後の造林が行われない場合には、伐採後の造林命令書（別記様式第16号）により、造林命令を行うものとする。

(命令の記録)

第8条 市長は、法第10条の9第1項、第3項及び第4項の規定による伐採及び伐採後の造林の計画の変更若しくは遵守、伐採の中止又は造林の命令を行った場合には、命令した事項を命令記録簿（別記様式第17号）に記録するものとする。

(森林経営計画に係る森林の伐採等の届出)

第9条 届出者は、森林経営計画の対象となる森林の伐採、造林、譲渡又は作業路網の設置の届出は、森林経営計画に係る伐採等の届出書（別記様式第18号）により、提出するものとする。

## 附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。